

第15回講義 参考資料

参考判例

- 1) 最判昭 33・6・14 民集 12 卷 9 号 1492 頁 P II 157 (和解の前提の錯誤・金菊印苺ジャム事件)
- 2) 最判昭 36・7・31 民集 15 卷 7 号 1982 頁・P II 259 (代表者名義の約束手形の振出し)
- 3) 最判昭 36・11・30 民集 15 卷 10 号 30 頁 (事務管理による代理行為の効果帰属)
- 4) 最判昭 37・12・18 民集 16 卷 12 号 2422 頁 (組合と訴訟)
- 5) 最判平 11・2・23 民集 53 卷 2 号 193 頁 P II 260 (脱退を許さない規約の効力)

共通の到達目標モデル案 (修正案)

組合

- ◆組合とは何かについて、具体例をあげつつ、説明することができる (組合と社団との関係を含む)。
- ◆組合の財産についての権利関係について、不動産の所有関係、債権の権利関係を例に、説明することができる (組合財産の共同所有関係が「含有」と言われる意味を含む)。
- ◆組合の債務を誰が、どの財産によって負担するかについて、説明することができる。
- ◆組合の業務執行および対外的取引はどのように行うかについて、一般社団法人との違いに留意しつつ、説明することができる。
- ◆組合員の脱退および組合の解散とは、それぞれ何かについて説明し、脱退の種類、脱退事由、脱退をしたときの出資の扱い、組合の解散事由、その場合の組合員の権利義務について、条文を参照しつつ説明することができる。

和解

- ◆和解契約とはどのような内容の契約かについて、説明することができる。
- ◆和解契約によって争うことができなくなるのはどのような法律関係であり、錯誤を理由として和解契約の無効を主張することができるのはどのような場合かについて、具体例を挙げて説明することができる。

事務管理

- ◆事務管理とはどのような制度であり、どのような要件が備われば事務管理の成立が認められるかを、説明することができる。
- ◆事務管理の成立が認められる場合に、事務管理者と本人の間でどのような権利義務関係が生ずるかを、条文を参照しながら説明することができる。